

**第二次**

**湖南省就労支援計画（案）**

2016（平成28）年3月

**湖 南 市**

## 第二次 湖南省就労支援計画

### 《目 次》

序 章 第二次湖南省就労支援計画策定にあたって .....	1
第 1 章 湖南省就労支援計画の特性.....	2
1. 計画の目的 .....	2
2. 計画の対象者 .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画の推進体制・役割 .....	3
第 2 章 湖南省の雇用・就労状況 .....	6
1. 雇用・就労の状況 .....	6
2. 雇用・就労に関する各種施策等の状況 .....	14
第 3 章 就労支援の基本方針 .....	16
1. 就労支援の基本理念 .....	16
2. 就労支援の推進体制 .....	16
3. 就労支援機能・役割 .....	25
4. 就労支援施策メニュー .....	28
第 4 章 計画の推進に向けて .....	31
資料編.....	33

## 序 章 第二次湖南省市就労支援計画策定にあたって

“働くこと（雇用・就労）”は、住民一人ひとりが、自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、じっさいに際してさまざまな阻害要因を有する人たちの就労を促進するため、2011年（平成23年）3月に「湖南省市就労支援計画」を策定しました。その後、計画にもとづいて相談窓口の設置や湖南省市障がい者就労情報センター・チャンスワークこなん等の支援体制を整備するなど、就職困難者等の就労に向けて取り組みを進めてきました。

しかしながら、その間に雇用状況はさらに厳しさを増し、リストラや人員削減、非正規社員の不安定な雇用状況、高校・大学の新卒者の就職内定率の低下や内定取り消し、団塊の世代の定年退職後の就労場所の不足など、就職困難者等が抱える新たな課題が生じてきました。

また、急激な社会変動によって体も心も疲れ、ストレスによる精神疾患になる人や自殺をする人が後を絶ちません。それ以外にも、特別支援における発達障がいの顕在化など、年々さまざまな就労阻害要因が新たに加わってきています。

このような課題の増加に対応するため、2011年（平成23）年3月に策定された『湖南省市就労支援計画』を見直し、これまでの取組や新たな課題にむけての対応等を踏まえながら、引き続き就職困難者等の就労支援に取り組むため『第二次湖南省市就労支援計画』を策定しました。

# 第1章 湖南省就労支援計画の特性

## 1. 計画の目的

第二次湖南省就労支援計画は、「働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下『就職困難者』と呼びます。）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力するとともに、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的人権の重要な要素である「雇用・就労」が実現できるまちづくりを目指すとともに、より多くの人びとが働き、自立し、自己実現を図ることを通して活力のある社会の確立を目指します。

## 2. 計画の対象者

この計画の対象者は、「就職困難者等」と称し、以下の人々を対象とします。具体的には、次のような人びとを言います。

- (1) 働く意欲がありながら、「障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等）」があり働くことが困難な状況におかれている人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことが困難な状況におかれているひとり親（母子・父子）家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、同和地区住民や出身地に対する社会的差別・偏見などの理由により働くことが困難な状況におかれている人
- (4) 働く意欲がありながら、年齢等の理由により、働くことが困難な状況におかれている中高年齢者
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのため安定して働くことができない外国籍市民
- (6) 働く意欲がありながら、生活習慣や、健康・家庭などの問題のため、働くことが困難な状況におかれている人
- (7) 働く意欲がありながら、希望した職がないなどの理由で働くことができない若年者（学卒無業者）
- (8) その他、社会的援護が必要な人

### 3. 計画の期間

この計画は、「湖南省総合計画」など関連計画と整合性を図りつつ、**2016年度**から**2020年度**までの5ヶ年の計画とします。なお、急激な雇用・就労の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 4. 計画の推進体制・役割

就職困難者等の就労を支援するため、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などが連携して取り組むために必要な役割を次のように想定します。

#### (1) 本市の役割

市は関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象にした就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

##### ○各種市民サービスの総合的な活用

保健・福祉・教育・生活などさまざまなサービスと連携し、自立生活に関する悩みや心配ごとなどの相談事業の実施と総合的な活用を図ることにより、就労阻害要因の解消などに努めます。

##### ○企業や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所、関係機関・団体などとの連携を強化し、就労阻害要因の解消などに資するような施策・事業の企画・実施に努めます。

##### ○新規事業展開への支援

就職困難者等の身近な地域での**就労の機会・場**として、市民事業体づくりやコミュニティビジネス※などの支援を進めます。

##### ○人権意識の高揚促進

就職困難者等の就労や人権問題などに関する理解の促進など意識の高揚に努めます。

#### (2) 国及び県に期待される役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消に資するようなさまざまな制度、施策、事業などに関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりなどに対する支援が期待されます。

##### ○人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースなどに対する指導を行うこと。

##### ○活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消などに資するようなさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた適切な助言を行うこと。

※地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取組

○ノウハウ・事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

○企業・事業所ネットワークの側面的な支援

行政と企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し、本市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

(3) 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用促進と、障がい者支援施設(社会福祉施設)等への業務の施設外就労の場の提供などを積極的に働きかけていきます。

○雇用機会の創出・維持

雇用機会の創出、雇用の維持(障がい者雇用率の遵守など)に努めること。

○雇用管理の改善推進

適正な労働条件の確保、福利厚生の実充などの雇用管理改善などに係る措置を図ること。

○就職困難者等に対する間接的支援

就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などを推進すること。

○公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

○人権教育の推進

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた企業・事業所内人権教育を充実・強化すること。

○就職困難者等の定着促進の取り組み

定着指導・相談体制を整備すること。

(4) 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

○職業観育成事業等の充実

中学校・高校の卒業生や在学学生に対して、職業観育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

○公平・公正な採用選考システムの促進

高校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適正質問、社用紙問題などの対応について取り組むこと。

○学卒無業者への対応

学卒無業者(中学校・高校)に対する就労に向けた支援を行うこと。

(5) 地域社会・関係機関等に期待される役割

○日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

○就労支援の取り組み

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

○新規事業展開などへの理解・協力

新たな事業起こしや事業展開などに関する理解を深め、協力すること。

## 第2章 湖南省の雇用・就労状況

### 1. 雇用・就労の状況

#### (1) 市民の雇用・就労の状況

##### ①人口の推移・就労の状況

本市の人口は、平成26年(2014年)に54,972人となっており、平成7年(1995年)に比べ、3,600人近く増えています。しかし、平成17年を頂点として、緩やかな減少傾向になっています。

年齢別の人口構成は、「0～14歳」が約2,700人の減少となっており、その割合も少なくなっています。その一方、「65歳以上」が約6,600人と大きく増えており、その割合も高く、本市において高齢化が進展していることがうかがえます。

(図表1-1参照)

【図表1-1 人口の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	2014年/ 1995年
総数	51,372 100.0%	53,740 100.0%	56,427 100.0%	55,485 100.0%	55,204 100.0%	55,067 100.0%	54,918 100.0%	54,972 100.0%	107.00%
0～14歳	10,556 20.5%	9,634 17.9%	9,008 16.0%	8,188 14.8%	8,061 14.6%	7,979 14.5%	7,886 14.4%	7,860 14.3%	74.46%
15～64歳	36,507 71.1%	38,459 71.6%	40,395 71.6%	38,342 69.1%	37,975 68.8%	37,375 67.9%	36,764 66.9%	36,166 65.8%	99.06%
65歳以上	4,309 8.4%	5,647 10.5%	7,024 12.4%	8,955 16.1%	9,168 16.6%	9,713 17.6%	10,268 18.7%	10,946 19.9%	254.02%
75歳以上	1,604 2.8%	2,221 4.1%	2,896 5.1%	3,692 7.0%	3,841 7.0%	4,019 7.3%	4,164 7.6%	4,313 7.8%	268.89%

注) 総数には「不詳」を含む

資料：平成22年以前は国勢調査、平成23年以降は住民基本台帳(10月1日)

②労働力人口

15歳以上人口のうち労働力人口は、29,575人（15歳以上人口に占める割合64.1%）、就業者総数は27,859人（同60.3%）で完全失業者数は、1,716人（同3.7%）となっており、就業者数の割合は減少傾向にあります。特に完全失業者数が増加傾向になっています。（図表1-2参照）

【図表1-2 労働力人口】

（単位：人）

年齢 (5歳階級)	総数	労働力人口					非労働力人口				
		総数	就業者 総数	主に 仕事	休業者	完全失 業者数	総数	家事	通学	その他	
平成 20 10 20 年	総数	44,106	29,501	28,448	24,198	344	1,053	14,442	7,190	3,572	3,680
	15～29	12,775	7,889	7,453	6,724	98	436	4,834	984	3,562	288
	30～39	7,420	5,835	5,675	4,859	64	160	1,566	1,460	6	100
	40～49	7,850	6,690	6,563	5,372	42	127	1,138	999	1	138
	50～59	7,987	6,518	6,353	5,450	81	165	1,450	1,225	0	225
	60～64	2,427	1,373	1,248	1,011	29	125	1,044	639	1	404
65歳～	5,647	1,196	1,156	782	30	40	4,410	1,883	2	2,525	
平成 0 10 75 年	総数	46,504	30,449	29,088	24,280	351	1,361	15,165	6,973	3,240	4,952
	15～29	11,598	7,159	6,662	5,813	81	497	4,148	749	3,216	183
	30～39	8,572	6,796	6,527	5,671	80	269	1,510	1,433	16	61
	40～49	7,199	6,150	5,973	4,784	36	177	918	857	6	55
	50～59	8,720	6,952	6,737	5,674	75	215	1,654	1,455	0	199
	60～64	3,295	1,877	1,741	1,353	38	136	1,379	825	1	553
65歳～	7,120	1,515	1,448	985	41	67	5,556	1,654	1	3,901	
平成 0 21 20 年	総数	46,170	29,575	27,859	23,503	358	1,716	15,205	6,919	2,891	5,395
	15～29	10,257	6,352	5,864	5,220	68	488	3,477	531	2,863	83
	30～39	8,171	6,653	6,297	5,536	91	356	1,155	1,068	15	72
	40～49	7,004	5,964	5,735	4,743	37	229	793	746	5	42
	50～59	7,426	6,006	5,751	4,795	54	255	1,267	1,149	1	117
	60～64	4,297	2,664	2,429	1,974	44	235	1,574	1,111	2	461
65歳～	9,015	1,936	1,783	1,235	64	153	6,939	2,314	5	4,620	

注) 総数には「不詳」を含む

資料：国勢調査

### ③産業分類別就業者数

平成22年（2010年）の産業分類別の就業者数は、業種の変更があり、一部業種で比べにくくなっていますが、「建設業」、「製造業」の割合が低くなってきています。（図表1—3参照）

【図表1—3 産業分類別就業者数】

（単位：人）

	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総数	28,448	100.00	29,088	100.00	27,859	100.00
農業	464	1.63	432	1.49	326	1.17
林業	9	0.03	5	0.02	12	0.04
漁業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
鉱業	25	0.09	5	0.02	3	0.01
建設業	2,065	7.26	1,892	6.50	1,452	5.21
製造業	12,167	42.77	11,261	38.70	10,476	37.60
電気・ガス・熱供給・水道業	90	0.32	37	0.13	61	0.22
運輸・通信業	2,322	8.16				
情報通信業			257	0.88	204	0.73
運輸業			1,902	6.54	2,131	7.65
卸売・小売業・飲食店	4,555	16.01				
卸売・小売業			3,711	12.76	3,545	12.72
飲食店・宿泊業			1,003	3.45	1,152	4.14
金融・保険業	407	1.43	377	1.30	358	1.29
不動産業	151	0.53	157	0.54	283	1.02
サービス業	5,352	18.81				
医療・福祉			1,928	6.63	2,219	7.96
教育・学習支援業			801	2.75	852	3.06
学術研究・学問・芸術サービス業					515	1.85
生活関連サービス業					919	3.30
複合サービス事業			180	0.62	119	0.43
サービス業(他に分類されないもの)			3,979	13.68	1,281	4.60
公務(他に分類されないもの)	560	1.97	634	2.18	572	2.05
分類不能の産業	281	0.99	527	1.81	1,379	4.95

資料：国勢調査

④夜間人口・中間人口

平成22年(2010年)の昼間の人口(昼間人口=夜間人口-流出人口+流入人口)は、51,729人で夜間人口が2,800人以上多くなっています。

(図表1-4参照)

【図表1-4 夜間人口・昼間人口】

(単位:人)

	夜間人口	従業も通学もしていない	自宅で従業	自宅外の市内で従業・通学	流出人口		流入人口		昼間人口	昼間人口比率
					県内各市町村で従業・通学	他県で従業・通学	県内各市町村に常住	他県に常住		
平成12年(2000年)	53,740	15,948	2,098	18,745	14,380	2,406	14,205	723	51,882	96.54%
平成17年(2005年)	55,315	17,333	1,929	19,505	13,286	2,372	12,727	832	53,216	96.21%
平成22年(2010年)	54,614	17,369	1,531	17,088	13,594	2,162	12,153	718	51,729	94.71%

注) 夜間人口には「不詳」を含む

資料: 国勢調査

(2) 就職困難者等の状況

支援が必要とされる就職困難者等の現状を把握するために各種データを整理しました。

障がい者	身体障がい者	= 身体障害者手帳所持者
	知的障がい者	= 療育手帳所持者
	精神障がい者	= 精神保健福祉手帳所持者
	難病患者	= 特定疾患医療受給者

【図表2-1 身体障害者手帳交付数】

単位: 人 (各年度末)

		総数	視力	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部
平成23年(2011年)		1,597	93	146	30	890	438
	内児童	45	1	11	0	22	11
平成24年(2012年)		1,592	88	146	27	898	433
	内児童	44	1	12	0	21	10
平成25年(2013年)		1,635	94	151	31	912	447
	内児童	45	1	12	0	22	10
平成26年(2014年)		1,727	100	164	27	953	483
	内児童	43	1	10	0	23	9

注) 総数には「重複障がい」を含む

出典: 社会福祉課資料

【図表 2-2 療育手帳所持者数】 単位：人 (各年度末)

	合計	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)
平成23年 (2011年)	423人	74(24)	74(21)	113(30)	162(58)
平成24年 (2012年)	430人	78(25)	71(16)	119(30)	162(61)
平成25年 (2013年)	454人	78(21)	72(16)	126(32)	178(74)
平成26年 (2014年)	475人	82(22)	75(15)	133(36)	185(72)

( ) 内は 18歳未満の人数

出典：社会福祉課資料

【図表 2-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数】 (各年度末)

	合計
平成23年(2011年)	220人
平成24年(2012年)	253人
平成25年(2013年)	245人
平成26年(2014年)	256人

出典：社会福祉課資料

【図表 2-4 特定疾患医療受給者数】 (各年度末)

	合計
平成23年(2011年)	267人
平成24年(2012年)	276人
平成25年(2013年)	305人

出典：滋賀県資料／保健所資料

※特定疾患の内容

1. ベーチェット病/2. 多発性硬化症/3. 重症筋無力症/4. 全身性エリテマトーデス/5. スモン/6. 再生不良性貧血/7. サルコイドーシス/8. 筋委縮性側索硬化症/9. 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎/10. 突発性血小板減少性紫斑病/11. 結節性動脈周囲炎/12. 潰瘍性大腸炎/13. 大動脈炎症候群/14. ビュルガー病 (バージャー病) /15. 天疱瘡/16. 脊髄小脳変性症/17. クローン病/18. 難治性肝炎のうち劇症肝炎/19. 悪性関節リウマチ/20. パーキンソン病関連疾患 /21. アミロイドーシス/22. 後縦靭帯骨化症/23. ハンチントン病/24. モヤモヤ病 (ウイルス動脈輪閉塞症) /25. ウェゲナー肉芽腫症/26. 突発性拡張型 (うっ血型) 心筋症/27. 多系統委縮症/28. 表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型) /29. 膿疱性乾癬/30. 広範脊柱管狭窄症/31. 原発性胆汁性肝硬変/32. 重症急性膵炎/33. 突発性大腿骨頭壊死症/34. 混合性結合組織病/35. 原発性免疫不全症候群/36. 突発性間質性肺炎/37. 網膜色素変性症/38. プリオン病/39. 肺動脈性肺高血圧症/40. 神経線維腫症 I・II型/41. 亜急性硬化性全脳炎/42. バット・キアリ症候群/43. 慢性血栓塞栓性肺高血圧症/44. ライソゾーム病/45. 副腎白質ジストロフィー/46. 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体) /47. 脊髄性筋委縮症/48. 球脊髄性筋委縮症/49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/50. 肥大型心筋症/51. 拘束型心筋症/52. ミトコンドリア病/53. リンパ脈管筋腫症/54. 重症多形滲出性紅斑 (急性期) /55. 黄色靭帯骨化症/56. 間脳下垂体機能障害

【図表 2-5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数】(各年度末)

	児童扶養手当 受給者数	特別児童扶養手当 受給者数
平成23年(2011年)	399人	94人
平成24年(2012年)	433人	101人
平成25年(2013年)	436人	95人
平成26年(2014年)	439人	95人

出典：子育て支援課資料

【図表 2-6 母子家庭の状況】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総数	152世帯	208世帯	265世帯	295世帯
全世帯に 占める割合	0.9%	1.2%	1.4%	1.4%
6歳未満の子どものい る世帯	31世帯	51世帯	65世帯	59世帯
人員数	425人	593人	754人	825人
6歳未満の子どものい る世帯の子ども数	39人	159人	205人	174人

資料：国勢調査

【図表 2-7 父子家庭の状況】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総数	54世帯	50世帯	47世帯	54世帯
全世帯に 占める割合	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%
6歳未満の子どものい る世帯	5世帯	4世帯	6世帯	7世帯
人員数	148人	134人	126人	141人
6歳未満の子どものい る世帯の子ども数	6人	12人	19人	20人

資料：国勢調査

【図表 2-8 県内公立・私立高等学校（全日制・定時制）中途退学者】

	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
4月生徒数	38,194 人	38,115 人	38,624 人	38,319 人
中退者数	504 人	434 人	453 人	532 人
中退率	1.4%	1.1%	1.2%	1.4%
同和地区生徒数	633 人	550 人	625 人	597 人
同中退者数	15 人	17 人	22 人	32 人
同中退率	2.4%	3.1%	3.5%	5.4%

出典：公益財団法人滋賀県人権センター資料

【図表 2-9 市内 15 歳（中卒）～28 歳までの被差別地区進学状況】

	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
対象人数	165 人	171 人	165 人	164 人
高校進学数	156 人	162 人	157 人	156 人
高校進学率	94.5%	94.7%	95.2%	95.1%
高校中退者数	12 人	12 人	16 人	15 人
高校中退率	7.7%	7.4%	10.2%	9.6%

出典：人権教育課資料

【図表 2-10 新規高等学校卒業生（滋賀県）の職業紹介状況推移】

項目 卒業年月	高等学校卒業生数							
	求職者数		求人数		求人 倍率 (倍)	就職内定 者数 (人)	就職 内定率 (%)	未就職者 数 (人)
	(人)	前年比 (%)	(人)	前年比 (%)				
平成 17 年 3 月 (2005 年)	2,084	2.7	2,472	28.3	1.19	2,004	96.2	80
平成 18 年 3 月 (2006 年)	2,103	0.9	2,851	15.3	1.36	2,049	97.4	54
平成 19 年 3 月 (2007 年)	2,208	5.0	3,717	30.4	1.68	2,150	97.4	58
平成 20 年 3 月 (2008 年)	2,177	▲1.4	3,930	5.7	1.81	2,129	97.8	48
平成 21 年 3 月 (2009 年)	2,050	▲5.8	3,952	▲8.6	1.75	1,960	95.6	90
平成 22 年 3 月 (2010 年)	1,828	▲10.8	2,034	▲43.4	1.11	1,753	95.9	75
平成 23 年 3 月 (2011 年)	1,873	2.5	1,975	▲2.9	1.05	1,825	97.4	48
平成 24 年 3 月 (2012 年)	2,003	6.9	2,067	4.7	1.03	1,938	96.8	65
平成 25 年 3 月 (2013 年)	2,065	3.1	2,135	3.3	1.03	2,007	97.2	58
平成 26 年 3 月 (2014 年)	2,056	▲0.4	2,263	6.0	1.10	2,016	98.1	40

出典：厚生労働省統計一覧

【図表 2-11 外国人登録者数】（各年 10 月 1 日）

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)
総数	2,818人	2,415人	2,302人	2,321人	2,180人	2,151人
主な国名	ブラジル、韓国・朝鮮、中国、ペルー、フィリピン	ブラジル、韓国・朝鮮、中国、ペルー、フィリピン	ブラジル、韓国・朝鮮、中国、ペルー、フィリピン	フランス、韓国・朝鮮、中国、インドネシア、ペルー、フィリピン	ブラジル、韓国・朝鮮、中国、ペルー、フィリピン	ブラジル、韓国・朝鮮、中国、ペルー、フィリピン

出典：外国人登録台帳

【図表 2-12 生活保護世帯・人員数】(各年度末)

	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)
世帯数	187	197	214	204
人員 (人)	287	310	341	316
保護率(0/00)	5.32	5.72	6.30	5.84

出展：社会福祉課資料

【図表 2-13 就労支援事業実績 (相談活動等状況)】 (各年度末)

	就労相談件数 ( ) 新規 (人)						就職件数 (人)					
	障 が い 者	生 活 保 護 受 給 者	児 童 扶 養 手 当 受 給 者	住 宅 手 当 受 給 者	そ の 他	計	障 が い 者	生 活 保 護 受 給 者	児 童 扶 養 手 当 受 給 者	住 宅 手 当 受 給 者	そ の 他	計
平成 24 年度 (2012 年度)	404 (5)	361 (17)	165 (13)	101 (3)	9 (1)	1040 (39)	13	11	9	5	0	38
平成 25 年度 (2013 年度)	525 (15)	296 (18)	207 (16)	24 (3)	35 (5)	1087 (57)	16	14	13	2	4	49
平成 26 年度 (2014 年度)	685 (26)	273 (108)	118 (63)	5 (2)	26 (20)	1007 (219)	19	21	9	1	2	52

出典：チャンスワークこなん資料

## 2. 雇用・就労に関する各種施策等の概況

本市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

◇**職業相談・職業紹介**……………『ハローワーク甲賀』『チャンスワークこなん（ハローワーク甲賀の一体的実施施設）』『湖南市障がい者就労情報センター』などでは、仕事を探している人（求職者）にはその希望と能力に最も適した職業を、人材を求めている事業主には最もふさわしい人材を紹介しています。また、ハローワーク甲賀では、雇用保険の適用（被保険者資格の取得、喪失など）、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給、雇用調整助成金等各種助成金の申請の受付などを行っています。

◇**就労相談等**……………本市では、商工観光労政課をはじめ、関係各課にて就労相談を行っております。子育て支援課では、母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員がひとり親家庭に対して、就労相談に応じ、就職情報を提供するなど就労を支援しています。また、社会福祉課では就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい者支援施設等への入所に関する相談業務を行っています。三雲ふれあいセンター、夏見・柑子袋・岩根・松籟会館や、各まちづくりセンター（指定された相談日のみ）でも、就労相談等を行っています。

県においても、労働に関するさまざまな問題についての労働者・事業主からの相談窓口として労働相談所を設置しています。

◇**若年者等の就労支援**……………湖南市少年センターでは無職少年を対象に就労相談をはじめとした各種相談や職場実習の場の提供等を行っています。

国や県では、おうみ若者未来サポートセンターなどにおいて、若年者に対する職業相談や職業紹介を実施しています。また、県では、若年未就労者やフリーター、離職転職者などを対象に、セミナー開催や職業能力開発の機会の提供などを行っています。

◇**障がい者の就労支援**……………障がい者の雇用を促進するため、本市では、『チャンスワークこなん』で、職業相談から職業紹介までの就労支援を行い、「湖南市障がい者就労情報センター」では、職業相談ならびに企業と障がい者就労支援事業所との橋渡しをすることで、雇用の促進、就業の安定を図っています。また県では、「障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター事業）」への補助をはじめ、「障がい者就職面接会」の開催などを行っています。

企業、社会福祉法人、NPO法人などの多様な主体において、障がい者の能力、適性、地域の障がい者ニーズに対応した訓練を実施しています。

◇**企業・事業主等への啓発**……………本市及び湖南市企業・人権啓発推進協議会においては、就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、人権問題や同和問題などに関する研修などを実施しています。

ハローワークでは、公正採用選考や障がい者雇用率（法定雇用率）の遵守などを指導しています。

◇**職業能力開発**……………国や県では、ポリテクカレッジ滋賀（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 近畿職業能力開発大学付属滋賀職業能力開発短期大学校）やポリテクセンター滋賀（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部 滋賀職業能力開発促進センター）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムなどを整備しています。

◇**仕事と子育ての両立支援**……………本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、特別保育（延長保育、休日保育等）を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。また、ファミリーサポート事業を実施しています。

◇**自立支援教育訓練給付金事業等**……………本市では、就職を希望するひとり親家庭を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」として支給、また、看護師等の資格取得のため養成機関において2年以上のカリキュラムを修業される期間について「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」として支給し、ひとり親の就職に向けた能力開発の取組みを支援して自立を促進しています。

◇**技能取得教育訓練事業**……………本市では、経済的な理由等により自力で訓練の受講が困難と認めた者に、安定した就業に就くことを目的に技能取得教育訓練の受講費用の一部を補助し、個人の自発的な取組みを促進しています。

◇**生活困窮者自立支援事業**……………生活保護に至る前から早期に包括的な支援を行い、個人の状況に合わせたアセスメントにより、生活から就労に至るまでの継続的な自立に向けた支援を推進していきます。

## 第3章 就労支援の基本方針

### 1. 就労支援の基本理念

就職困難者等の就労を支援するため、次のような基本理念を設定しました。

市民の一人ひとりが、自らの意思に基づき、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」という基本的な権利を尊重し、希望を持っていきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、行政と市民が協働し、「夢と笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とします。

### 2. 就労支援の推進体制

就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

#### 《基本的な展開方針》

#### (1) 就労相談・支援体制の確立

各担当相談窓口より就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関との更なる横断的連携を充実していきます。

#### (2) 新たな制度・取り組みの促進

就職困難者等の就労阻害要因の解消などを図るため、既存の制度・取組を活用するほか、生活困窮者自立支援制度<sup>(注)</sup>などを積極的に活用していきます。

また、企業の求める人材の育成にも努めていきます。

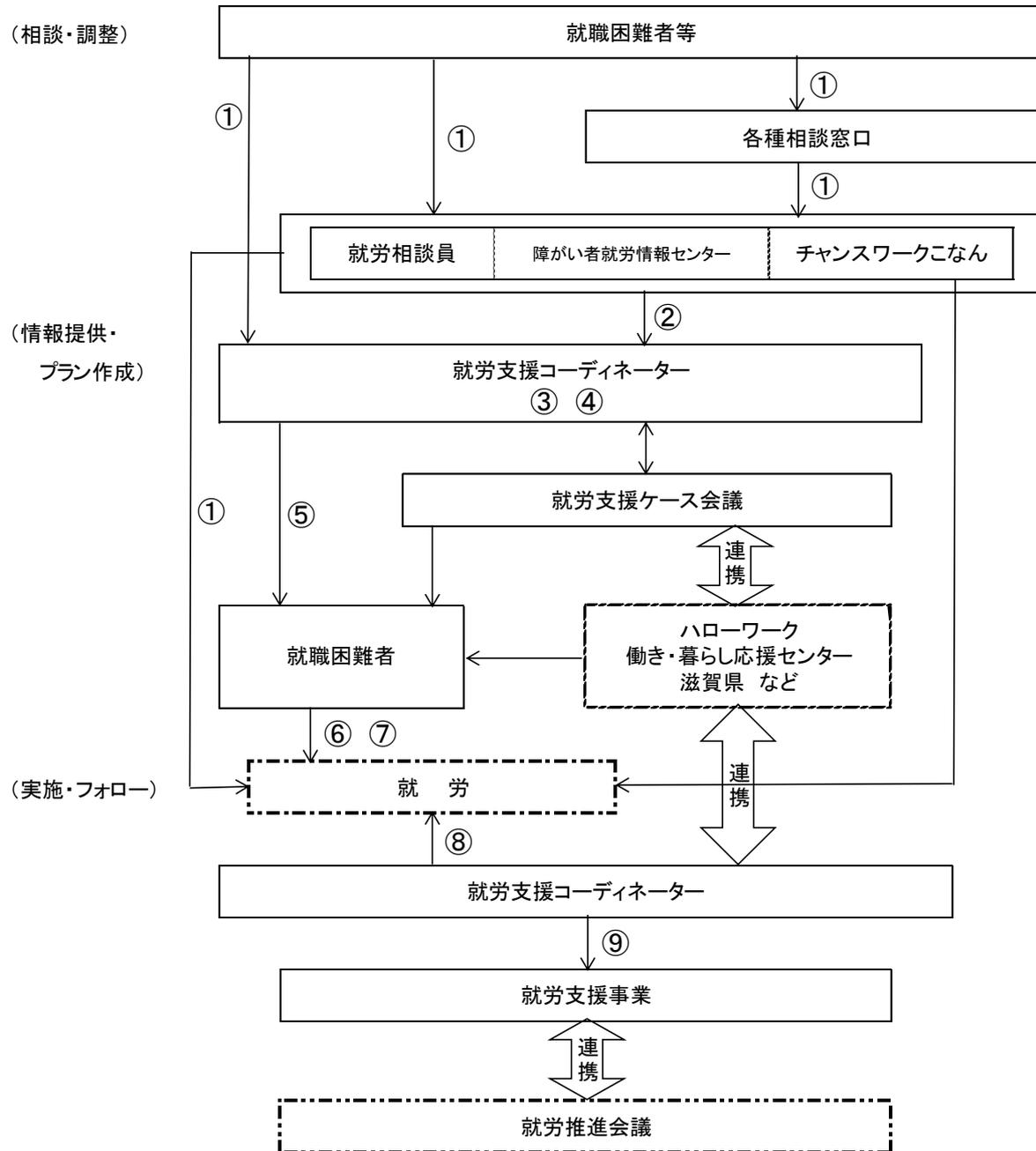
#### (3) 企業・事業所との連携の強化

湖南省障がい者就労情報センターを窓口にも、求人や障がい者支援施設への作業受注や職場実習などの情報の収集や調整を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携・情報交換・交流の機会づくりに努めます。また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問や企業・事業所人権啓発推進協議会との連携により、就職困難者等の就労の実現をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決および企業の社会的責任において就労困難者の積極的な雇用について、企業における啓発活動をより一層進めていきます。

(注) 働きたくても働けない人、住むところがない等、生活にお困りの方（生活困窮者）についての相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度。

就職困難者等の就労の実現（選択）に向けての本市における推進体制のイメージは次のとおりです。

《就労支援事業の推進体制の流れ》



- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ① 就労に関する相談           | ⑥ サポートプランの実行         |
| ② 「就労支援事業」対応ケースとして報告 | ⑦ 既存の就労相談等の活用        |
| ③ 面談、カウンセリング等        | ⑧ 就労後のサポート           |
| ④ サポートプランの作成         | ⑨ 就労支援事業に課題等をフィードバック |
| ⑤ サポートプランの提示         |                      |

## < 概 要 >

- ① 各就労関係課では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供、及び就労相談カード、就労支援サポートプランの作成等を行います。
- ② 就労相談員（商工観光労政課）は、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就労困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- ③ 就職困難者等の就労阻害要因の解消が図れるよう、関係各課や関係機関・団体などとの情報交換や調整を図り、就労支援サポートプランの検討を行う『就労支援ケース会議』を開催します。
- ④ 就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とした就労支援のため、関係団体、就労担当者及び関係者等との連絡調整及び情報提供の場として『就労推進会議』を開催します。

## 《就労支援の事業推進の流れ》

就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消などを図るため、次のように段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

## 《段階ごとの就労支援のイメージ》

湖南省就労支援事業	就職困難者等
第1段階（相談・調整）	相談・面接
↓	↓
第2段階（情報提供・プラン作成）	各種施策等活用
↓	↓
第3段階（実施・フォロー）	実践、就労

### 【第1段階（相談・調整）】

各関係課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

- ① 相談受付……………各相談窓口において、就労に関する相談を受け、就労相談カードを作成します。
- ② 応 対 ……………各相談窓口では、就労支援の専門的な相談の場合、就労相談員等と連携して個別に対応します。また、福祉的就労などとして対応することもあります。
- ③ 就労情報集約…各相談窓口での就労に関する相談内容(福祉的就労としての対応を含む)や関連情報を各関係機関が集約します。
- ④ 個別面談……………就労阻害要因を把握するため、必要に応じて、各担当課の相談員等が就職困難者等に個別に面談をします。
- ⑤ 阻害要因分析…相談での情報を元に、相談者の就労阻害要因や就労に繋がるような分野を整理します。

### 【第2段階（情報提供・プラン作成）】

各相談窓口の担当者等は、就職困難者等の就労阻害要因を解消するため、一人ひとりに応じた就労支援サポートプランの案を策定します。

- ① 情報収集……………就労阻害要因の解消に向けた、さまざまな制度や施策、サービスなどの情報を収集します。
- ② 紹介・提供……………就職困難者の課題に応じて、各種施策やサービスの活用などの助言・提供を行うと共に、関係課に同行紹介します。
- ③ 関連情報収集…国や県並びにハローワーク等の関係機関の就労・訓練情報などを収集します。
- ④ プラン作成……………就職困難者等一人ひとりに適した「就労支援サポートプラン」を作成し、就労支援ケース会議などで検討・調整の上、確定します。

- ⑤ プラン提示……就職困難者等に対して、「就労支援サポートプラン」を提示し、プランに基づく事業の実施について指導・助言します。

### 【第3段階（実施・フォロー）】

就労相談員等は就職困難者等に「就労支援サポートプラン」を提供し、プランに基づいた個別メニューの実践を支援します。また、就労相談員等はプランの策定に必要なメニューづくりや就労後の状況ならびにプランの有効性などを確認します。

- ① プラン実行……就労相談員等は就職困難者等に、「就労支援サポートプラン」に基づく個別メニューを説明し、実施・実行を検討します。
- ② 個別調整……個別メニューの実施に向けて、企業や訓練機関などとの日程調整や内容精査を行います。
- ③ メニュー実践…就職困難者等は、「就労支援サポートプラン」に基づく個別メニューに取り組みます。実践期間中は、適宜、関係機関などと連絡・調整を行います。また、個別メニューの見直しが必要な場合は前の段階に戻ることもあります。
- ④ 就労個別指導…就労に向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）を行います。
- ⑤ フォロー……就職困難者等の就労後の定着・職場環境を定期的に確認します。
- ⑥ 検 証……個別ケースや事業全般に関する評価や効果の確認を行い、適宜、就労支援事業の改善を図っていきます。

\* 就労相談員等（商工観光労政課他）は、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。

就 労 相 談 カ ー ド

担当者名：

フリガナ氏名	マルマル カクカク 〇〇 □□		男  女	受付日	〇〇〇年〇月〇〇日	
				生年月日	〇〇年〇月〇〇日 (〇〇歳)	
現住所	〒 〇〇市□□町△△-◇			家族構成	相談者、子ども2人(3歳8ヶ月、4ヶ月)	
				家族構成数	3人	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			うち扶養家族	2人	
相談内容	本人の意向	安定した就労を希望し、ハローワークに求職登録[区分]を行っているが、育児条件もあり、就職が決定しない。			雇用 就労	○
			その他			
<p>ハローワークに求職登録をおこなっているが、子どもの保育用件もあり、自宅付近での就職を希望。何度も面接に行くが就職先が決定しない。</p> <p>(相談時に判明した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の保護者 (〇〇年〇月離婚)</li> <li>・生活保護受給 (月額9万円)</li> <li>・児童扶養手当 (〇月に一度支給 17万円程度)</li> <li>・家賃2ヶ月滞納中</li> <li>・子どもの面倒をみてもらえる親族はいない</li> <li>・パソコンは使える</li> <li>・甲状腺の持病あり</li> </ul>						
現 状	相談者の区分 (番号 ② )	①障がい者 ②ひとり親家庭の保護者 ③中高年齢者 ④若年者 ⑤その他 ( )				
	〇月〇〇日	相談のため来所 (生活保護ケースワーカーの紹介) ・安定した就労を希望 ⇒ハローワークに連絡し、市内のひとり親家庭の保護者が就労可能な求人事業所の求人票をFAXにて入手し、相談者に交付				
	〇月〇〇日	相談者より電話連絡 ・希望する求人事業所の報告				
	〇月〇〇日	求人事業所に連絡 ⇒求人事業所の採用担当者に連絡し本人の事情を伝える。				
	〇月〇〇日	相談者より連絡 ・面接に行ったが不採用				
	〇月〇〇日	相談のため来所 ⇒〇〇市が実施する能力開発講座の受講を勧める ・本人了解				
	〇月〇〇日	ケース会議 ・能力開発講座への受講の支援メニューを決定 (現在に至る)				

ポイント  
① 相談時に判明した事項(過去・現状)を可能な限り詳細に記入

ポイント  
本人の気持ちを落ち着かせるよう努めること

ポイント  
事業所へ伝える内容は本人の了承を得ること

ポイント  
① 相談経過の詳細は、別紙に経過としておくこと  
② この欄に就労阻害要因、所見を掲載しても

学 歴	〇〇中学 △△△△年卒 年生在 中退			資格免許	有						
	〇〇高校 △△△△年卒 年生在 中退			普通運転免許							
	〇〇大学 △△△△年卒 年生在 中退										
	〇〇専門学校 △△△△年卒 年生在 中退										
職 歴 (アルバイト)	会社名	期間	給料	仕事の内容	選択の理由	転職の理由					
	〇〇〇〇(株)	*1.1~*2.1(12月)	11万	ウエイトレス	適職と思って	自己都合					
	〇〇製菓	*2.3~*2.10(8月)	12万	袋詰め作業	希望職種	雇い止め					
	喫茶〇〇	*3.11~*5.1(14月)	10万	ウエイトレス	希望職種	会社都合					
通算期間		2年10月									
雇用保険加入の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		雇用保険受給期間 年 月 ~ 年 月		求職者 番号	〇□◇〇◇□〇						
希望する 就労の内 容	①職種	ウエイトレス(飲食店)									
	②勤務形態	常勤での雇用(日・祝日休み)、交代勤務不可									
	③収入源	月給 16万円程度、別途賞与希望									
	④勤務時間	AM9:00~PM4:00(6時間程度)									
	⑤勤務日数	平日(月~金)									
<p>相談者への確認事項</p> <p>本相談カードに記載している内容については、プライバシー保護のため十分に留意しながら支援を推進するが、雇用・就労支援メニューが不十分な場合は、他の就労支援機関等へ本カードの写しを提供することに対する同意の確認</p>						相談者 確認欄					
<input type="radio"/> 就労支援ケース連絡協議会											
名称	<input type="radio"/> 他の就労支援機関(機関名 )										
名称	<input type="radio"/> 他の相談機関(機関名 )										
会議	<input type="radio"/> その他(機関名称 〇〇市ケース会議 )					<input checked="" type="radio"/>					
相 談 者 所 見	<p>相談者の希望職種(サービス業)と本人が勤務可能な時間帯に差異があるが、相談者の就労意欲は強く、一定のスキルを向上することができれば、就労は可能と考える。このため、〇〇が実施する能力開発講座受講後も就職が決定しない場合は、他の就労支援機関との連携も必要と考える。また、保育所に入所できれば勤務時間の延長は可能で、本人が希望する月給の確保も可能であると考えられる。</p> <p>今後も、本人が就労意欲を失することのないよう密接に連絡し、円滑な就労に向けた支援が必要である。</p>										
	対 応 状 況	新規 相談	相談 継続	求人 情報 提供	講習 講座	就業 体験	その他 ( )	雇用・就労			
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			正規	短期	基金	その他( )	

ポイント  
経過月数を( )内に  
記入する。

ポイント  
他機関へ誘導する場  
合は、具体名称を記載する  
こと。また、必ず相談  
者の確認を得ること。

## 就労支援サポートプラン

I D	I Dー	作成者	作成	年	月	日
利用者年齢		性別記載				
困っている事柄						
支援目標						
配慮すべき事柄						

実施済み・対応中の支援メニュー			
	施策	機関	内容
年 月～			
年 月～			

緊急対応すべきメニュー		
	項目	内容
年 月～		

支援検討中メニュー		
	施策・項目	内容
年 月～		
年 月～		

ケース会議における専門家等の所見		
年	月	日
年	月	日

その他特記事項
---------

\* 場合に応じて、就労支援サポートプランの様式が変わることもあります。

## 〔就労支援サポートプランの内容・項目説明〕

☆まず、就労相談の情報から「抽出」「転記」する際に、できるだけ簡単・明瞭に手間ひまをかけないようにします。

☆「書き換え」「追加」「新目標設定」ができるように相談者(利用者)が階段を一段ずつステップアップできるように、本人が納得し、合意できるものから記載します(究極目標をいきなり最初から振りかざさないこと)。

☆「目標」と「主訴」とは合致しない場合がありますが、合致する(させる)ことで潜在的な力や自己効力感が生まれ、また、そうした過程を踏むことで、相談を受ける側が視点を持つことができます。

以下、様式に必要と思われる項を列記します。

1. 相談者番号もしくは仮名(個人氏名を書く必要はありません)
2. 作成者(相談を受けた担当者名)
3. 作成年月日(日付の新たなもの)
4. 利用者(相談者)の意向(主訴)あるいは「困っていること」
5. 支援目標
6. 配慮事項
7. 資格・就労に繋がる得意分野(資格や就労に向けて強みと思われる能力)
8. 対応した・対応中の支援メニュー(機関や期間が記入可能なら)
9. 対応が緊急に必要と考えられる支援メニュー
10. 検討している支援メニュー(未実施)
11. ケース会議における専門家・専門機関の助言と提案  
(複数回実施と思われるので、年月日記載可能に)

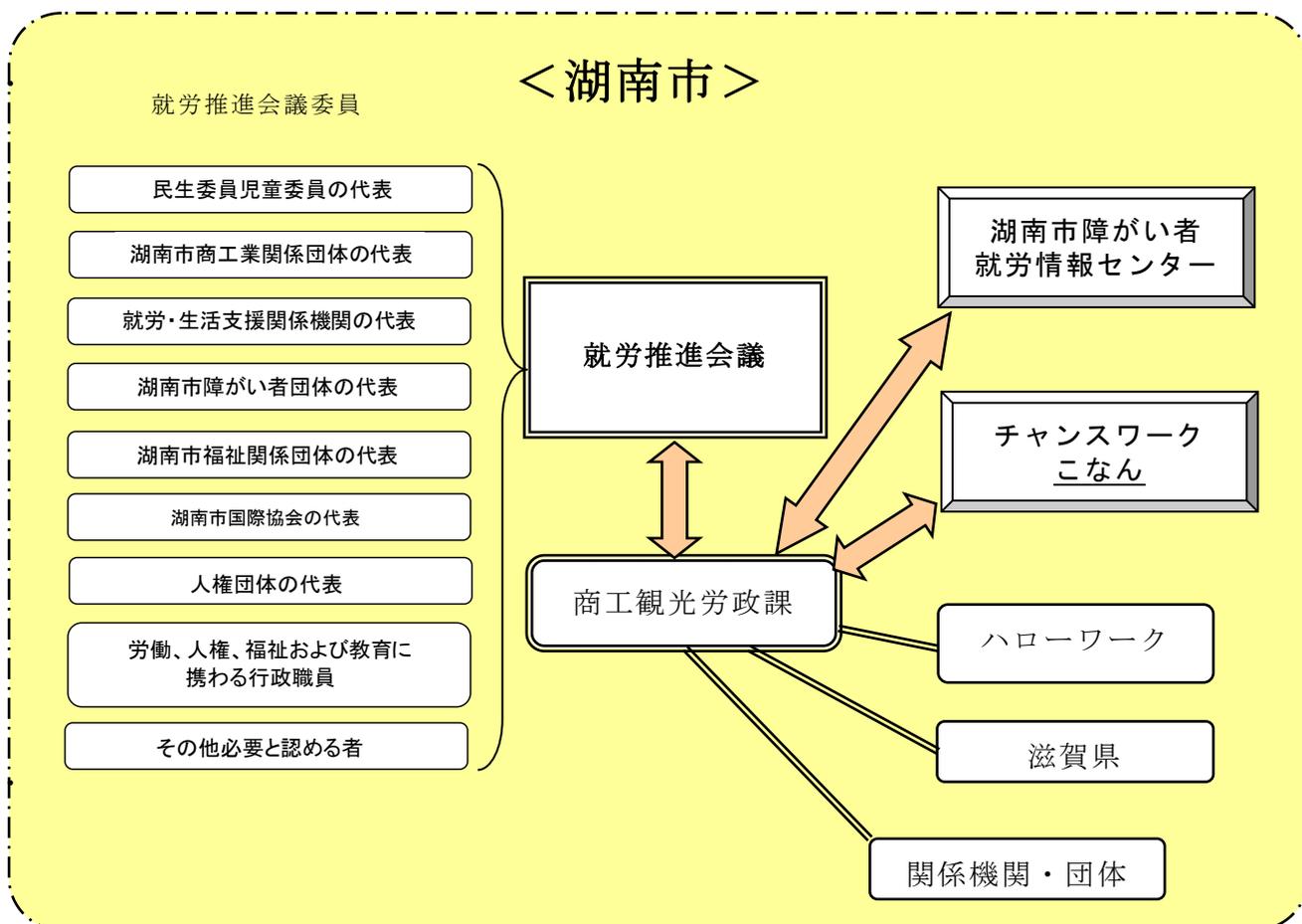
### 3. 就労支援機能・役割

#### (1) 就労相談員（商工観光労政課）

- 役割：就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。
- 内容：①求職者や再就職を希望する人への就労相談および支援。  
②不安定就労者に対し安定就労に向けて指導および支援。  
③就労を必要とする未就労者に対し就労に向けての指導および支援。  
④市の施設への巡回相談と宅訪による相談および指導。  
⑤研修会、学習会への参加および関係する会議への出席。  
⑥ハローワーク（チャンスワークこなん）および関連機関より情報収集。

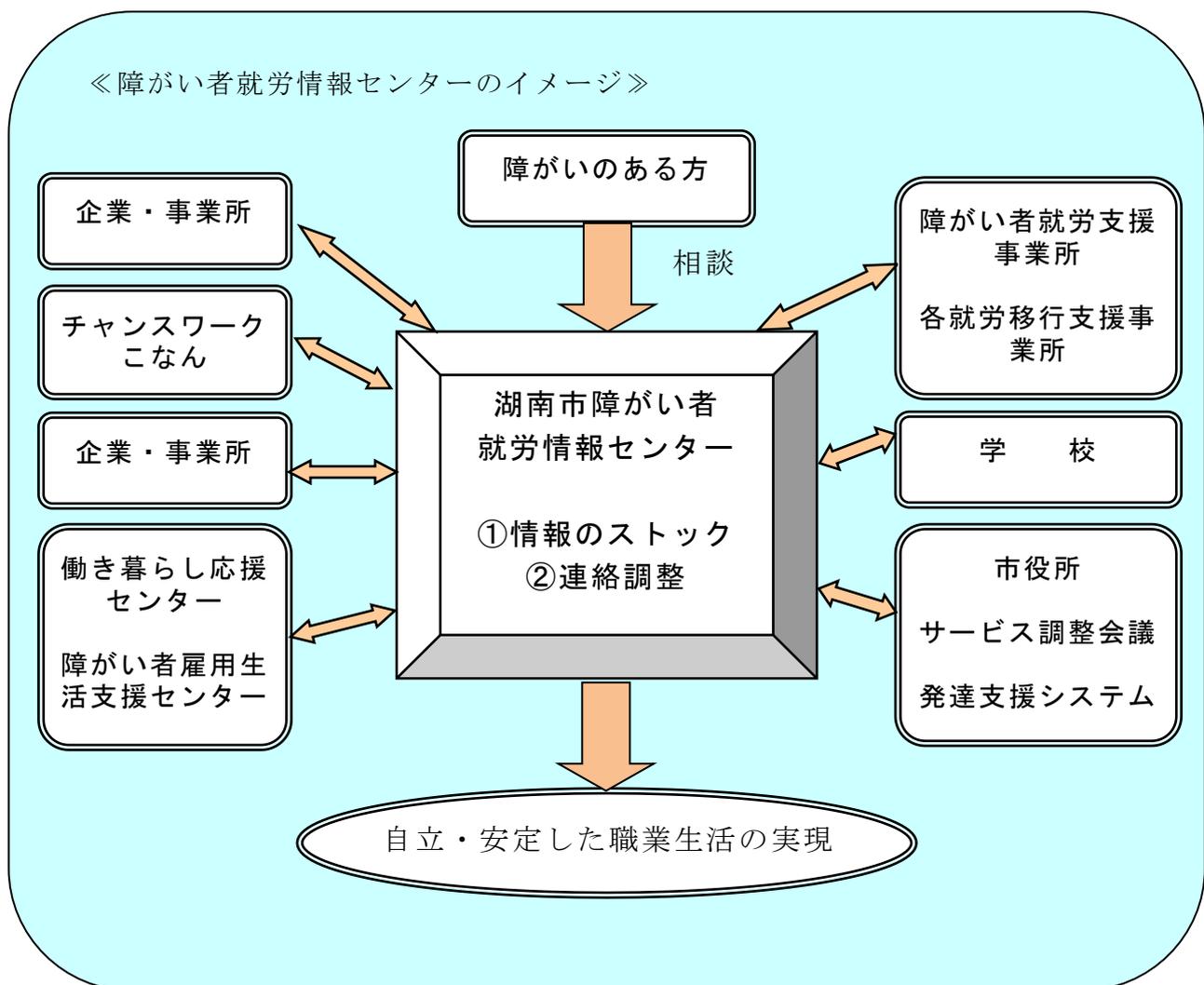
#### (2) 就労推進会議

- 役割：就職困難者に対し、就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図り、就労を支援します。
- 構成員：庁内及び関係機関の就労に関わる責任者など。
- 内容：①就職困難者等の就労支援に関すること。  
②中学校、高校または大学を卒業している就職困難者等の進路保障に関すること。  
③湖南省就労支援計画の策定に関すること。  
④関係団体、就労担当者および関係者等の連絡調整および情報提供に関すること。



### (3) 障がい者就労情報センター

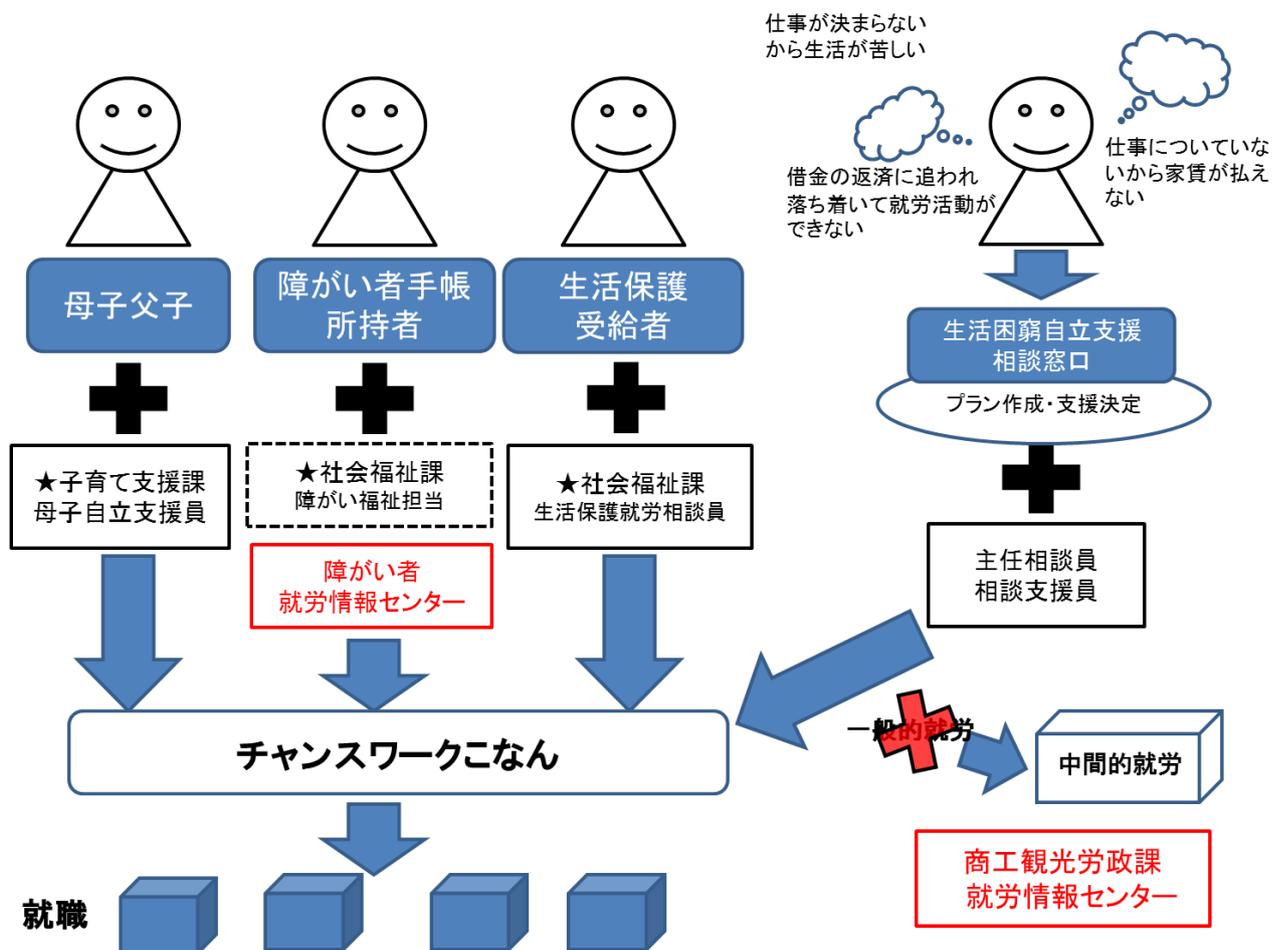
- 役 割：市内の障がいのある人が近くで安心して働けるよう、就労に関する情報を一元的に集約し、リアルタイムで情報を提供します。
- 機 能：①仕事の開拓のため、企業や障がい者就労支援事業所から情報収集するとともに、橋渡しを行います。
  - ②企業、障がい者就労支援事業所、学校へ情報を提供します。
  - ③障がい者就労支援事業所や関係機関との連絡調整を行います。



(4) チャンスワークこなん (ハローワーク甲賀の一体的実施施設)

- 役 割：市内の障がいのある人・児童扶養手当を受給されているひとり親**家庭の保護者**・住居確保給付や生活保護を受けている人を対象に就労支援を行います。
- 機 能：①ハローワークの職員が2名常駐していて、職業相談から職業紹介までの就労支援にスピーディーに対応することができます。  
②チャンスワークこなんには2台の求人情報提供端末が設置されていて、来所時に最新の情報が検索できます。  
③就労相談は予約制で、マンツーマンで対応し、しっかりと就労をサポートすることができます。  
④企業や事業所の方向けに、障がい者の雇用制度や福祉施策などについての説明し、雇用の促進をサポートすることができます。  
⑤市役所内の福祉関連課や障がい者就労情報センターなどのさまざまな関係機関と連携することにより幅広い就労をサポートすることができます。

《チャンスワークこなんのイメージ》



## 4. 就労支援施策メニュー

本市では、就労支援に関わる各種施策・事業などの促進に努めます。

### (課題1)「就労」について本格的に取り組むためのメニュー

「就職困難者等」が、育児や介護の問題などを心配することなく、「就労」を実現できるために必要不可欠と思われるメニューの多くには、既存の福祉施策などがあります。

- 自立生活のための相談や支援の総合的な展開
- 総合的、継続的なケアマネジメントの実施
- 密度の濃い保育サービスの実現
- 生活援助・支援サービスの向上
- 居住の場の確保
- 企業・事業所などに対する CSR 等、法律・制度の周知徹底や事業主に対する啓発指導

#### [成果]

- ▷ 2012年3月に相談から紹介までワンストップ支援窓口および端末による求人情報の検索が市役所内で行える「チャンスワークこなん」（ハローワーク甲賀の一体的実施施設）が設立しました。
- ・ 就労相談員による、市内各地域での就労相談事業を定期的実施することで相談事業の定着が図れてきました。
- ・ 湖南市障がい者就労情報センターを窓口、企業と障がい者就労支援事業所の橋渡しがスムーズに行えるようになりました。

#### [今後の取り組み]

- ▷ 就職困難者の就労後のフォローの統一性を図ります。
- ・ 就職困難者の情報をケース会議などで共有し一人ひとりにあった支援を実施し就労に結びつけていきます。(ただし本人の承諾が必要)

### (課題2)「就労」を実現するためのメニュー

本人の職業意識の高揚をはかり、技術・技能の取得支援や職業体験等を積極的に取り組む施策・事業を行います。

- 職業能力開発の活用促進
- 職業体験などの機会充実
- 雇用・就労情報の提供

#### [成果]

- ▷ 職業能力開発のための職業訓練制度や女性センター・勤労青少年ホーム・商工会などによる就労のためのスキルアップ講座の実施により就労の場の拡大に努めました。

- ・障がい者就労情報センターおよびチャンスワークこなんの就労ナビゲーターによる職場実習の場および一般就労の場の開拓を進めてきました。

〔今後の取り組み〕

- ▷ ・企業が求める人材育成のためのスキルアップ研修会および就職に向けた履歴書の書き方や面接の受け方などの講習会の開催を進めていきます。
- ・事業所や作業所等の受け入れ側と就職困難者との就職面接会の開催を実施します。

### （課題3）「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー

「就労」するには市民が元気で企業・事業所や地域が活性化していく必要があります。そのための施策・事業を積極的に行っていきます。

- 企業などへの補助金や助成金などの情報提供
- 市民や企業・事業所への人権啓発
- 企業・事業所などで構成される各種団体のネットワークの設置
- 関係者の資質向上のための事業

〔成果〕

- ▷ ・甲賀広域職業対策連絡協議会と企業・事業所との交流会や、湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会による人権研修会を開催してきました。
- ・湖南市就労推進会議や湖南市障がい者就労情報センター運営協議会を設置し、企業・事業所及び関係機関との連携が保てるよう会議を開催し事業報告及び実績報告などから単年度計画や目標を定め、検討及び協議を行ってきました。

〔今後の取り組み〕

- ▷ ・企業・事業所に対して補助金や助成金等の制度の説明会をおこない、就労に向けた理解を深めていきます。

### （課題4）「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

一般企業に就労するだけでなく、身近な地域などにおいて就労の機会・場を確保・創出するための事業を行います。

- 地域資源の活用促進
- 県内に立地する就労関係の専門機関・組織との連携強化と積極的な活用
- 新しい「働き方」の模索
- 企業との情報交換の場

〔成果〕

- ▷ ・新規開業企業への、積極的な障がい者就労の場の提供や施設外就労（草刈や清掃業務など）の機会の場の提供を行ってきました。
- ・地域イベントや企業イベント等による、作業所出店の場の拡充により市民へのPRを行ってきました。

[今後の取り組み]

- ▷ ・60 歳以上の現役を退いた人の知識や経験を生かした事業展開のできる場の提供と社会参加の場の提供を進めていきます。
- ・すぐに一般企業で働くことが困難な方（長期離職者・ニート・ひきこもりなど）に就労支援を行い定着した就労を目指します。

上記のとおり、前回の成果を継続しながら、解決できたものもありますが、さらなる発展や見直しが必要ということも見えてきました。就職困難者等の就労支援の実現を図るためには、就労阻害要因として挙げているものを解消するとともに、パーソナル・サポート・サービスシステム事業の継続・発展とより充実した就労支援体制を確立していく必要があるととらえています。

## 第4章 計画の推進に向けて

本市では5年前に策定した「湖南省就労支援計画」に基づき就労の支援を行ってきました。「第二次湖南省就労支援計画」を基にして、就職困難者等の就労支援をさらに展開していきます。前回の計画での課題とそれに対する取組の成果をもとに、今後の取組について下記のとおり検証しました。

### 1. 当面の体制と今後の体制充実の方向について

「就職困難者等」の就労支援に関する施策・事業は、それらを総合的に包括し、円滑で効果的な実施を進めていく必要があります。そのためには、「就労支援コーディネーター」の新たな配置にとどまらず、雇用・就労を専門的に担当する組織体制の整備を推進していきます。

また、計画の実効性を高めるため、事業内容を分かり易く紹介するハンドブックや市民向けのリーフレット、担当者向けマニュアルなどを作成し普及啓発に努めます。

### 2. 無料職業紹介事業（チャンスワークこなん）の有効的な活用

2013年3月に開設された「チャンスワークこなん」を有効活用することにより、就職困難者（障がい者、ひとり親家庭の保護者、生活保護等）を対象に相談から就労までの一貫した長期支援を行っていきます。

### 3. 支援内容の検討

「就職困難者等」の実情に合わせた支援内容の充実を検討していきます。市では、発達支援システムが構築され、発達障がいを含めた全ての障がい者（児）に対し、国・県と連携し「乳幼児期から成人期までの一貫した支援」がなされています。また、発達障がいと認知（自覚）されていない人やひきこもりも含めた成人期以降の就労支援も推進していきます。

また、すべての就職困難者等に対し活用できる就労支援のシステムを検討していきます。

さらに公的就業や民間就業ではない、いわば第3の道として、昨今、注目を集めているソーシャルエンタープライズ（社会的事業所）※による生活面・健康面・そして働く場の三位一体となった地域社会に根ざした就労の場づくりを、県事業「滋賀県社会的事業所設置運営要綱」の活用も視野に入れて、推進を図っていきます。

※障がい者と健常者が対等な立場で働く事業所

### 4. 生活困窮者自立支援制度の有効的な活用

生活困窮者は、就労の定着に問題がある場合も少なくありません。就労相談から就労準備および就労訓練など個々の状況に応じた支援がスムーズに行え、定着した就労ができる体制づくりを進めていきます。

## 5. 事業の定着と普及

就職困難者等が抱えるさまざまな課題や困難を克服し、それぞれが希望する雇用・就労を実現していくためには、この計画と事業内容に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。この計画と事業内容の普及に向け、さまざまな機会と場を活用するとともに、滋賀同和問題企業連絡会や市企業・事業所人権啓発推進協議会、市商工会、市工業会など市民・団体が積極的に協力できる体制や協力内容を提供し、市民参加の機会拡大に努めていきます。